

# 野外焼却は、禁止されています。注意！

平成14年12月1日から、家庭から出たごみ、会社から出たごみなどは種類に関わらず、廃棄物処理及び清掃に関する法律により一部の例外を除き野外焼却することが禁止されています。違反しますと罰則として5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金または両方(法人の場合は3億円以下の加重罰)が科されます。

## ●●● 野外焼却とは

適法な焼却施設以外で廃棄物を燃やすことを「野外焼却」と言い、直接地面で燃やす方法の他にドラム缶やブロック囲い・法令に適合しない簡易焼却炉での焼却行為も含まれます。

## ●●● なぜ野外焼却がいけないの？

野外焼却を行うと、その煙が悪臭や大気汚染の原因となるため、周辺の方々に大変な迷惑となります。また、燃やすものによっては、ダイオキシン類などの有害物質が発生し、健康への影響が懸念されます。

## ●●● 平成24年に県内で摘発された事例

検挙年月日	行為者	内 容	刑罰の内容
H24.3.6	男性(79)	自宅で不要になったベニヤ板等の処分が面倒になり、それらの廃棄物約52.6kgを畑で燃やした。	罰金40万円
H24.3.13	男性(22) ほか1名	自宅で不要になった布団・ビニール傘等の処分が面倒になり、それらの廃棄物約0.78立方メートルを空地で燃やした。	罰金30万円
H24.5.1	女性(59)	自宅で不要となった段ボール・マット等処分が面倒になり、それらの廃棄物約3.5kgを自宅の庭先で燃やした。	罰金30万円
H24.6.7	男性(54)	自宅で不要となった段ボール等の処分が面倒になり、それらの廃棄物約1.7kgを畑で燃やした。	罰金30万円

平成24年度における御代田町内での野外焼却に関する苦情・相談が31件ありました。

## ●●● 焼却禁止の例外として…

### ① 法規制適合型の

#### 焼却炉での焼却

- 800℃以上で焼却できるもの
- 外気と遮断された状態で定量ずつごみを投入できるもの
- 炉内の温度を測定でき、温度を保つための助燃装置が設けられているもの

※焼却炉の性能が発揮されるよう適切な運転・管理がされなければなりません。

### ② 法令に基づいて行なう焼却

- 病害虫のついた木の枝の焼却
- 伝染病にかかった家畜の死体の焼却

### ③ 公共的もしくは社会の

#### 習慣上やむを得ない焼却

- 災害の予防、応急対策または、復旧のために必要な焼却
- 凍霜害を防ぐためのわらの焼却
- 風俗習慣上または、宗教上の行事を行うために必要な焼却
- どんと焼き・焼いも大会などの行事による焼却

- 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- たき火等の日常生活を営むために通常行なわれる廃棄物(落ち葉等)の焼却で軽微なもの

※「軽微なもの」とは、煙の量や臭いが近隣の迷惑にならない程度の少量の焼却です。

※焼却禁止の例外と思われる場合でも、住宅が密集している地域においては、近隣者に配慮し、町指定ごみ袋で集積所に出すようにしてください。

上記①以外の野外焼却の場合には消防署へ届出をお願いします。(火災と間違えるような煙または、火災が発生する恐れのある場合は、その旨を所轄消防署長に届けることになっていきます。)しかし、この届出は野外焼却についての許可ではありません。苦情が寄せられた場合は指導の対象となります。

**法令に適合しない焼却炉は、早急に撤去をお願いします。**

お知らせ

## 町営住宅入居待機者申込受付

町営住宅への入居待機者の  
申込受付は年2回(3月・9  
月)行っています。

今回の申し込みは平成25年  
10月から平成26年3月までの  
間に退居者があった場合にそ  
の住戸へ入居できる入居待機  
者となるための申し込みにな  
ります。

### 【申込資格】

- ・町内に居住、または勤務地を有する方(3カ月以上)
- ・現に同居している方、または3カ月以内に同居する親族がいる方
- ・現に住宅に困っていることが明らかかな方
- ・収入が一定の額以下(※の方)
- ・町税等の滞納がない方
- ・現に同居している方、または同居しようとする親族が暴力団員でない方

### 【申込受付期間】

9月2日(月)～  
9月13日(金)

### 【説明会(抽選会)】

- ・日時 9月26日(木)  
午後1時30分～
  - ・場所 役場会議室
- 抽選により、入居待機順位を決定します。

### 募集住宅

団地名	建設年度	構造	規模	家賃(円)
桜ヶ丘団地	H5～H14	耐三	3LDKY	21,300～
	H13～H14	耐三	2LDKY	37,200
				22,300～
				33,300

※LDK:居間兼食事室兼調理場 Y:浴室(浴槽・風呂釜付)

## 「全国一斉緊急情報伝達試験」を実施します

御代田町では、地震・噴火・武力攻撃といった有事の際に、全国瞬時警報システム(J-ALERT)より送られてくる国からの緊急情報を、確実に住民の皆さまへお伝えするため、国による「全国一斉緊急情報伝達試験」に合わせて、防災行政無線を利用した緊急情報の伝達試験を実施します。

御代田町では、地震・噴火・武力攻撃などの有事の際、国からの緊急情報が、人工衛星などを利用して瞬時に情報伝達されるシステムです。御代田町では、防災行政無線を通して住民の皆さまに情報伝達されます。

### 【全国瞬時警報システム(J-ALERT)とは?】

地震・噴火・武力攻撃などの有事の際、国からの緊急情報が、人工衛星などを利用して瞬時に情報伝達されるシステムです。御代田町では、防災行政無線を通して住民の皆さまに情報伝達されます。

### 【日時】

9月11日(水)  
午前11時ごろと11時30分ごろの2回実施します。

### 【放送内容】

防災行政無線(屋外拡声子局スピーカーおよび戸別受信機)から、最大音量で次の放送内容が一齐に放送されます(戸別受信機の文字放送は行いません)

- 「これは、試験放送です」が3回放送された後、「こちらは、防災 御代田町です」が放送されます。最後に「終了チャイム」がなります。

この試験は、御代田町に限らず、全国の各自治体で、



### 【みよたメール配信サービスをご利用ください】

今回の試験では使用しませんが、防災行政無線の補完システムとして、放送内容を電子メールにより、携帯電話などに配信する「みよたメール配信サービス」があります。防災行政無線は完璧なものではありません。ぜひ、「みよたメール配信サービス」をご利用ください。詳細につきましては、広報やまゆり4月号(10ページ)をご覧ください。

### 問い合わせ先

総務課防災係(内線29)



### ①カーペット

誤 可燃ごみ  
正 収集不可  
(可燃粗大)

指定ごみ袋に入らない大きさのものは、収集できません。民間の処理業者に処理を委託してください。

### ②コンビニ弁当の容器



プラマークの付いている弁当容器・レジ袋はプラスチック製容器包装です。割り箸やつまようじ、串などは可燃ごみですので、プラスチック製容器包装には混ぜないでください。また汚れの落としきれない容器は、可燃ごみに出してください。

### 問い合わせ先

町民課環境衛生係(内線47)